

## 社会福祉法人るりがくえん評議員の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人るりがくえん（以下「法人」という。）定款第9条に規定する評議員の報酬について、その報酬の支給に関して必要な事項を定めるものである。

### (決定機関)

第2条 評議員の報酬は、理事会の承認を得て、評議員会で決定する。

### (報酬の支給)

第3条 本法人の評議員には報酬は支払わないものとする。

### 附 則

1 この規程は、平成29年6月4日から施行する。